

ノウフク推進活動事業（お試し農福連携支援事業）公募要領

1 目的

県内農業現場において農福連携の取組みを支援し、安定した人材確保の仕組みを定着させるとともに、本県農業の維持・発展に繋げることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象となる活動

初めて福祉事業所等への農作業委託による農福連携に取り組む際、数日間お試しで作業を委託する農業者に対し、取組みに係る費用を補助する。

(2) 対象経費

農業者が福祉事業所に農作業等を委託する場合に福祉事業所へ支払う委託料や交通費等（補助率定額、上限 5 万円）

(3) 支援対象期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日のうち、7 日程度

3 事業主体について

(1) 応募対象事業者

農業者（個人、法人）

(2) 条件

- ① 県内に住所を有し、農福連携総合窓口又は、農福連携コーディネーター（障がい者支援課）からのマッチング支援を受け、初めて農福連携に取り組む実施主体であること
- ② 農福連携について積極的な実施を検討していること

(3) 応募にあたっての注意事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとする。

- ① 事業の目的・内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- ② 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- ③ 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- ④ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- ⑤ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合及びその経営に実質的に関与している場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 応募について

(1) 応募方法

事業実施計画書（別記様式第2号）と鏡文（別記第1号様式）を県担当窓口メールアドレスまたは郵送にて提出。

(2) 募集期間

令和7年(2025年)5月15日～令和8年(2026年)1月15日

5 事業の採択

県は実施計画書の審査を行い、事業者の選定後速やかに通知する。その後「ノウフク推進活動事業実施要領」に基づく交付申請手続きを行う。

6 事業実績報告

事業者は、事業完了後速やかに事業実績書（別記様式第2号）を県担当窓口メールアドレスまたは郵送にて提出する。